

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

玉名市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

玉名市長

公表日

令和6年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	児童手当法に基づき、児童手当受給者(申請者)・配偶者・児童の住民基本台帳情報、所得情報及び年金加入情報等を審査し、児童手当の認定請求・額改定・現況届・各種届出等の受付、認定、資格の管理、手当の支給等の事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①認定請求や届出書の受付・審査等の事務 ②児童手当法に基づく受給資格者の管理 ③支給額の決定及び支給 ※支給の際は、公金受取口座を活用する。 ④現況届の受付、審査等の事務 ⑤玉名市から他自治体等への児童手当に係る情報(住民基本台帳情報、住民税課税情報、年金加入情報等)の照会
③システムの名称	総合福祉システム(児童手当)
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者台帳ファイル、児童台帳ファイル、配偶者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一56項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報照会の根拠) : 74, 75の項 (情報提供の根拠) : 26, 30, 87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (情報照会の根拠) : 第40条、第40条の2 (情報提供の根拠) : 第19, 44条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部子育て支援課

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------	-----------	---

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--	------------------	--

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---	-----------	---

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

☐委託しない

委託先における不正使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------------------	-----	---

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

☐提供・移転しない

不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------	-----------	---

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

☐ 接続しない(入手)

☐ 接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------	-----------	---

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	-----------	---

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------	------------------	--

判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。
-------	---

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 竹村 昌記	子育て支援課長 辻 智子	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 辻 智子	子育て支援課長	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (情報照会の根拠) : 第40条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (情報照会の根拠) : 第40条、第40条の2	事後	
令和3年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①認定請求や届出書の受付・審査等の事務 ②児童手当法に基づく受給資格者の管理 ③支給額の決定及び支給 ④現況届の受付、審査等の事務 ⑤玉名市から他自治体等への児童手当に係る情報(住民基本台帳情報、住民税課税情報、年金加入情報等)の照会	特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①認定請求や届出書の受付・審査等の事務 ②児童手当法に基づく受給資格者の管理 ③支給額の決定及び支給 ④現況届の受付、審査等の事務 ⑤玉名市から他自治体等への児童手当に係る情報(住民基本台帳情報、住民税課税情報、年金加入情報等)の照会	事後	
令和3年11月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令 第44条	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条	事後	
令和3年11月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (情報照会の根拠) : 74, 75の項 (情報提供の根拠) : 26, 30, 87の項	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (情報照会の根拠) : 74, 75の項 (情報提供の根拠) : 26, 30, 87の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月27日	②事務の概要	児童手当法に基づき、児童手当受給者（申請者）・配偶者・児童の住民基本台帳情報、所得情報及び年金加入情報等を審査し、児童手当の認定請求・額改定・現況届・各種届出等の受付、認定、資格の管理、手当の支給等の事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①認定請求や届出書の受付・審査等の事務 ②児童手当法に基づく受給資格者の管理 ③支給額の決定及び支給 ④現況届の受付、審査等の事務 ⑤玉名市から他自治体等への児童手当に係る情報（住民基本台帳情報、住民税課税情報、年金加入情報等）の照会	児童手当法に基づき、児童手当受給者（申請者）・配偶者・児童の住民基本台帳情報、所得情報及び年金加入情報等を審査し、児童手当の認定請求・額改定・現況届・各種届出等の受付、認定、資格の管理、手当の支給等の事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①認定請求や届出書の受付・審査等の事務 ②児童手当法に基づく受給資格者の管理 ③支給額の決定及び支給 ※支給の際は、公金受取口座を活用する。 ④現況届の受付、審査等の事務 ⑤玉名市から他自治体等への児童手当に係る情報（住民基本台帳情報、住民税課税情報、年金加入情報等）の照会	事前	
令和6年12月6日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	
令和6年12月6日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 十分である 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ・特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	